

通信研修を行うに当たっての留意事項

1 添削指導

添削指導は、次の条件を満たすこととする。

- (1) 添削指導の課題は、実施要綱別添 1 に定める各項目の講師要件に該当する講師が作成するものとし、カリキュラムの内容を網羅した質の高いものであること。
- (2) 課題は、1 項目につき 3 問以上の設問(選択式、穴埋め式、記述式)を設けること。
- (3) 添削による指導回数は 5 回以上とし、それぞれに適切な提出期限を設定すること。
- (4) 提出された課題については、講師要件に該当する添削責任者を各項目に配置し、適切な添削指導を行うこと。

また、課題の解答については、正解の送付のみにとどまらず、解説等を加えることにより理解の促進を図るよう配慮すること。

- (5) 受講者が自宅学習中に生じた質問等に対しては郵便、電話、FAX 等により添削責任者が指導にあたること。
- (6) 添削指導の認定基準(評価方法)をあらかじめ設定し、別記 2 で公表すること。

なお、認定基準を満たさない受講者(100 点満点で 70 点未満の者)に対する指導については、添削課題の再提出を義務付けるものとする。

- (7) 受講者に対し、全ての課題を提出させ、認定基準を上回るよう指導すること。

2 通信時間数

下表の「総時間」欄の時間数のうち「通信時間」欄の時間数まで、通信により行うことができる。

(1) 介護職員初任者研修課程

科	目	総時間	通信時間
1	職務の理解	6 時間	通信不可
2	介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	7. 5 時間
3	介護の基本	6 時間	3 時間
4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	7. 5 時間
5	介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	3 時間
6	老化の理解	6 時間	3 時間
7	認知症の理解	6 時間	3 時間
8	障害の理解	3 時間	1. 5 時間
9	こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間	1 2 時間
10	振り返り	4 時間	通信不可
合 計		1 3 0 時間	4 0. 5 時間

(2) 生活援助従事者研修課程

科	目	総時間	通信時間
1	職務の理解	2 時間	通信不可
2	介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間	3 時間
3	介護の基本	4 時間	2. 5 時間
4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3 時間	2 時間
5	介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	3 時間
6	老化と認知症の理解	9 時間	5 時間
7	障害の理解	3 時間	1 時間
8	こころとからだのしくみと生活支援技術	2 4 時間	1 2. 5 時間
9	振り返り	2 時間	通信不可
合 計		5 9 時間	2 9 時間